令和6年度第1回静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会

日時: 令和6年9月9日(月)午後2時00分~午後4時00分 場所: 静岡庁舎本館4階 44会議室

《次第》

- 1 開会
- 2 委員委嘱
- 3 あいさつ
- 4 会長選出
- 5 静岡市の犯罪概況について
- 6 議事
 - (1) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の変更案について
 - (2) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について
- 7 事務連絡
- 8 閉会

【資料】

- (1)審議会委員名簿
- (2) 令和5年中 静岡市内の犯罪概況 (冊子)
- (3) 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則
- (4) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画(概要版)
- (5) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画(冊子)
- (6) 資料1 静岡市内の刑法犯認知件数の推移と傾向
- (7) 資料 2 令和 5年政令指定都市刑法犯認知件数一覧(確定值)
- (8) 資料3 令和5年・令和4年 静岡市内の刑法犯認知件数、特殊詐欺の 状況
- (9) 資料4 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画変更案
- (10) 資料 5 第 3 次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策 令和 5 年度事業実績・令和 6 年度実施計画
- (11) 「犯罪の被害にあわれた方へ」リーフレット

令和6年度 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会 委員名簿

委員任期 R6.8.1 ~R8.7.31

No.	氏名	区分	所属
1	*************************************	学識経験者	静岡大学 学術院 融合・グローバル領域 教職センター
2	7カウミ タカヒロ 若海 貴宏	防犯活動団体	NPO法人静岡県防犯アドバイザー協会
3	^{フジサワ} オウタ 藤沢 桜大	防犯活動団体	常葉大学防犯サークルJUSTICE
4	タネイシ マリコ 種石 眞理子	犯罪被害者等支援団体	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター
5	* ^{4」,}	市民委員	
6	ホールドマン亜美	市民委員	

○静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則

平成22年3月31日

規則第52号

改正 平成27年3月30日規則第28号

改正 令和5年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市犯罪等に強いまちづくり条例(平成22年静岡市条例第8号)第14 条第8項の規定に基づき、静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民局生活安全安心課において処理する。

(平27規則28・令5規則16・一部改正)

(委任)

- 第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。 附 則
 - この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第16号) この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の概要

1 計画の概要

【趣旨】「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」(平成22年4月1日施行)第7条に基づき、犯罪等に強 いまちづくりに関する防犯及び犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画 を策定する。

【目的】安心して活動することができる安全な地域社会の実現(条例第1条)

【基本理念】 (第3条)

- ・地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること
- ・人と人とが交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと
- ・市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取 り組むこと

防犯

【計画期間】 令和5年度から令和12年度の8年間

2 第2次基本計画の成果

刑法犯認知件数(警察で確認した暴行、強盗、自転車盗、詐欺などの犯罪の件数)

6.121件

2.907件

- ・市民、事業者、警察や関係機関等と一体となった各種取組により
- 2次計画目標「R4に3,800件以下」を達成!
- ・着実に成果が出ていることから、第3次基本計画では、**これまでの取組を継承** しながら、更に推進していく。

※人口千人あたりの発生件数は、20政令市中6番目に少ない!

3 現状と課題

現 状

課

題

◆犯罪の状況

- (1) 刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、窃盗 犯の割合が多く、そのうち自転車盗や万引 きの割合が多い
 - ・令和3年の刑法犯認知件数のうち、 **窃盗犯**は、1,895件で**全体の65%**を占める
 - ・窃盗犯のうち、自転車盗は630件(33%)、 万引きは461件(24%)
- (2) 子ども・女性・高齢者等を狙った犯罪の発 生が多い
 - ・子ども、女性への**不審な声かけ、わいせつ行為** などの風俗犯の被害が多い
 - ・高齢者(65歳以上)は、特殊詐欺などの知能犯 の被害が多い

◆市民意識

(R3市政アンケートモニター調査結果)

(3) 地域防犯活動への参加について

地域防犯活動に参加している人の割合は、 22.8%で少ない

(1) 身近な場所での犯罪の発生抑止

重大な犯罪の発生を抑止し、市民の治安に対 する不安を改善するため、犯罪に手を染めや すい自転車盗や万引きなどの身近な場所で起 こる犯罪を防ぐ必要がある。

⇒基本方針1・2・3

(2) 子ども・女性・高齢者等の見守り活動の推進

犯罪の被害者とならないよう、防犯意識と知識 を高めるとともに、地域全体で見守り活動を推 進していく必要がある。

⇒基本方針1・2・3

(3) 地域防犯活動を担う人材の確保

市民の防犯意識と地域の防犯力を高めるため、 広報啓発や既存の防犯団体への支援等の取組を 推進していくことにより、防犯活動への参加意 欲を向上させる必要がある。

⇒基本方針1・2

犯罪被害者等支援

(4) 犯罪被害者等への支援について

支援の取組が進められていることを 知っている人の割合は、39.3%で少ない

(4)犯罪被害者等支援に対する理解の促進

市民の理解を深め、犯罪被害者等に寄り添っ た支援の強化や経済的な困難に対する支援に 取り組んでいく必要がある。

⇒基本方針4

施策体系 8年後の目指す姿

誰もが防犯意識を高く持って行動し、 みんなで地域を守る

計画全体の成果指標

〇刑法犯認知件数



目標値 (R12)

1.900件以下





2.907件

基本方針・基本施策

中間値(R8)

2.326件

防犯

【主な取組】

た広報啓発活動

の広報啓発活動

【主な取組】

司報無線や防災メール等を活用し

子どもの体験型防犯講座の実施

・警察等と連携した金融機関等での

特殊詐欺被害防止の広報啓発活動

高校や大学での自転車盗被害防止

地域防犯活動事業費補助金 静岡市・静岡市警察部連絡会議

・地域暴力排除活動の推進

・客引き行為等対策事業

「ながら見守り」活動の実施

・公用車での青色防犯パトロール

・子どもの登下校時の見守り活動

青少年を対象とした補導活動

1 防犯意識の高い人づくり

基準値 (R3)

- (1) 防犯意識を高める広報啓発
- (2) 防犯力を高める教育

2 防犯力の高い地域づくり

- (1) 地域防犯活動の支援
- (2) 関係機関との連携・協働強化
- (3) 地域の安全を見守る パトロール活動の強化
- (4)暴力団排除活動の推進
- (5) 歓楽街等を対象とした環境改善

3 犯罪の起きにくい環境(ハード)づくり

- (1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備
- (2) 市民が行う防犯設備の整備促進

【主な取組】

- ・道路照明灯のLED化
- 街頭防犯カメラ設置事業補助金

成果指標

自身の防犯意識について 高いと思う市民の割合



※H25の数値はなし

地域防犯活動に参加し ている市民の割合

→ R8 → R12 22.8% 726.4% 730%

(参考) 4% (H25)



「ながら見守り」活動 防犯パトロール腕章

犯罪被害者等の支援のため

の相談窓口について知って いる市民の割合

犯罪被害者等支援

4 犯罪被害者等への支援体制づくり

- (1) 犯罪被害者等への理解
- (2) 相談・支援体制の強化
- 【主な取組】
- 犯罪被害者等に関する研修会、 講習会の宝施
- 犯罪被害者等支援総合案内窓口の

R8 A R12 55.9% 762.9% 770%

(参考) 58% (H25)

5 推進体制

静岡市犯罪等に強い まちづくり推進審議会



静岡市犯罪等に強い まちづくり関連行政 推准委員会

静岡市

地域 自治会・町内会 地域防犯団体 連携 協働 NPO団体 関係機関等

関係課と連携

・学校、PTAなど 大学サークルなど

静岡市内の刑法犯認知件数の推移と傾向(令和5年)

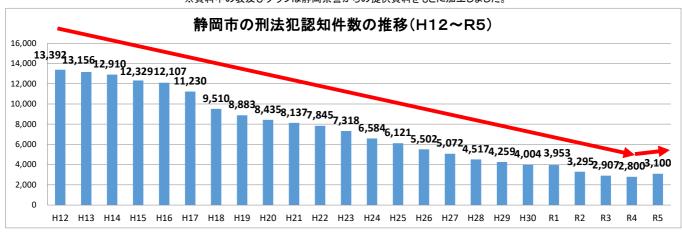
資料1

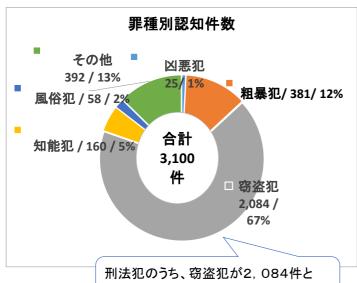
令和6年3月 静岡市生活安全安心課

静岡市内の令和5年の刑法犯認知件数は3,100件となり、前年から300件増加しました。 平成12年度より減少傾向が続いていましたが、増加に転じました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行により、人流が増えたことが増加に転じた一因として考えられます。

※資料中の表及びグラフは静岡県警からの提供資料をもとに加工しました。





全体の約67%を占めている。

凶悪犯:殺人、強盗、放火、不同意性交等罪 など

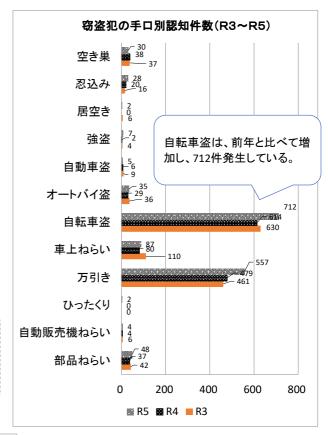
粗暴犯:暴行、傷害、脅迫、恐喝など

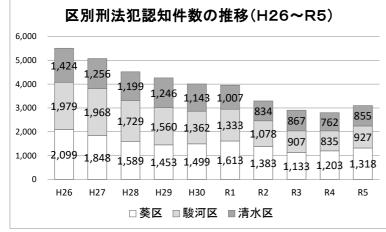
窃盗犯:空き巣、自転車盗、万引き、車上ねらい、ひったくりなど

知能犯:詐欺、横領、偽造、汚職、背任 など

風俗犯:賭博、わいせつ など

その他:公務執行妨害、住居侵入、逮捕・監禁、器物損壊 など





刑法犯認知件数は減少を続けていましたが、今年度は増加に転じました。市民の皆さんにとって身近な犯罪である「自転車盗」や「万引き」が増加しており、他の犯罪と比べても突出して多く発生しています。

犯罪者は「人の目」を嫌がります。

地域の皆さんの「目」が犯罪抑止につながります。 地域のパトロール活動など、ご自身の安全を確 保しながら、今後も無理のない範囲で、活動を継 続していただきますよう、お願いいたします。

【R5確定值】刑法犯政令市比較一覧

	市名	人口 (R 5 .12. 1 現在)	人口千人 あたりの 発生件数	順位 (参考)	刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	車上ねらい	自転車盗	オートハドイ盗	自販機ねらい	部品ねらい	不同意わいせつ等	強盗	空き巣	居空き	忍込み	自動車盗	ひったくり	万引き	備考(特記事項) ※確定値が判明している場合は "確定値"と入力してください。
1	札幌市	1,969,235	5.72	12	11,263	92	1,551	7,628	380	255	1,357	199	3,365	34	10	128	85	20	104	1	29	34	8	2,018	確定値
2	仙台市	1,098,036	5.54	14	6,087	73	431	4,063	605	135	780	162	1,259	53	10	60	140	14	166	15	122	95	2	871	確定値
3	さいたま市	1,344,875	6.50	8	8,745	66	724	6,121	520	163	1,151	211	2,558	122	87	182	164	21	112	3	38	94	16	1,126	確定値
4	千葉市	980,208	7.16	6	7,020	59	464	5,253	407	87	750	273	2,021	98	38	185	81	18	83	11	29	127	5	1,020	確定値
5	川崎市	1,545,942	4.95	16	7,645	52	463	5,907	471	111	641	226	2,994	209	21	116	55	26	82	4	41	41	17	872	確定値
6	横浜市	3,770,179	4.26	20	16,059	163	1,347	11,162	1,500	304	1,583	400	3,307	577	68	509	267	45	298	18	74	189	26	2,387	確定値
7	相模原市	724,987	5.86	11	4,250	30	216	3,374	153	32	445	114	1,335	205	24	166	15	8	65	6	52	52	5	520	確定値
8	新潟市	771,615	5.16	15	3,979	21	340	2,759	278	51	530	79	1,036	3	1	19	21	3	76	4	27	11	0	609	確定値
9	静岡市	676,477	4.58	17	3,100	25	381	2,084	160	58	392	87	712	35	4	48	31	7	30	2	28	5	2	557	確定値
10	浜松市	789,478	4.52	18	3,572	33	411	2,389	201	45	493	145	716	29	1	33	39	9	48	1	8	12	0	663	確定値
11	名古屋市	2,327,700	8.53	2	19,857	194	1,772	13,282	1,555	198	2,856	406	5,373	164	58	427	223	54	253	21	76	298	11	2,844	確定値
12	京都市	1,442,588	5.62	13	8,104	53	630	5,816	354	159	1,092	363	2,358	163	8	108	133	14	41	7	19	33	8	1,381	確定値
13	大阪市	2,773,417	14.21	1	39,408	399	2,602	29,106	2,144	827	4,330	2,024	12,731	475	139	948	578	128	190	27	34	139	75	3,634	確定値
14	堺市	811,396	7.61	5	6,173	49	370	4,408	384	119	843	305	1,671	188	34	346	71	15	35	3	9	52	12	645	確定値
15	神戸市	1,498,825	8.02	3	12,014	113	1,371	7,119	1,328	283	1,800	331	2,282	168	46	199	202	26	104	11	21	29	16	1,706	確定値
16	岡山市	715,516	6.36	9	4,552	40	373	3,338	199	68	534	284	1,488	153	1	36	38	11	66	0	29	12	8	555	確定値
17	広島市	1,184,895	5.98	10	7,080	47	554	4,485	719	129	1,146	150	2,037	58	3	66	101	6	73	6	18	8	0	1,004	確定値
18	北九州市	915,416	6.60	7	6,044	52	762	3,594	443	141	1,052	119	1,065	36	10	41	79	12	99	130	13	15	5	932	確定値
19	熊本市	738,098	4.39	19	3,238	37	338	2,221	206	62	374	93	846	33	4	25	53	3	42	1	7	2	1	564	確定値
20	福岡市	1,644,734	7.71	4	12,681	95	1,101	8,961	675	211	1,638	254	4,302	128	14	128	157	20	201	12	24	18	11	1,582	確定値

資料2

※人口は、令和5年12月1日付推計人口

凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火、不同意性交等

粗暴犯 ~ 暴行、脅迫、恐喝等

窃盗犯 ~ 空き巣、自転車盗、車上ねらい等

知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造等

風俗犯 ~ 賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ等

その他 ~ 占有離脱物横領、器物損壊等

※「不同意わいせつ等」には、「不同意わいせつ」と「不同意性交等」を含む。※R5年7月13日に刑法改正施行により罪名変更

令和5年 静岡市内刑法犯認知件数

単位:件)

	刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	重点対象 罪種合計	車上 ねらい	自転車盗	オート バイ盗	自動 販売機 ねらい	部品 ねらい	不同意 わいせ つ等	強盗	空き巣	居空き	忍込み	自動車盗	ひったくり	万引き
静岡市内 警察署合計	3, 100	25	381	2, 084	160	58	392	1, 548	87	712	35	4	48	31	7	30	2	28	5	2	557
静岡中央署	1, 318	9	181	865	67	27	169	681	37	330	11	2	22	16	2	7	1	12	1	2	238
静岡南署	927	9	98	642	46	14	118	476	16	217	15	1	16	7	2	13	1	7	2	0	179
清水署	855		102		47			391	34	165	9	1	10	8	3	10	0	9	2	0	140

※「不同意わいせつ等」には、「不同意わいせつ」と「不同意性交等」を含む。

令和4年 静岡市内刑法犯認知件数

(単位:件)

		刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	重点対象 罪種合計	車上 ねらい	自転車盗	オート バイ盗	自動 販売機 ねらい	部品 ねらい	強制 わい せつ等	強盗	空き巣	居空き	忍込み	自動車盗	ひったくり	万引き
	静岡市内 警察署合計	2, 800	19	342	1, 828	162	39	410	1, 342	80	614	29	4	37	33	2	38	0	20	6	0	479
i	静岡中央署	1, 203	8	157	774	58	17	189	575	27	281	5	0	16	14	1	7	0	4	3	0	217
	静岡南署	835	3	74	581	62	10	105	433	30	196	17	2	11	8	1	12	0	7	0	0	149
	清水署	762	8	111	473	42	12	116	334	23	137	7	2	10	11	0	19	0	9	3	0	113

※「強制わいせつ等」には、「強制わいせつ」と「強制性交等」を含む。

令和5年 静岡市内特殊詐欺の認知状況①

(金額単位:千円)

		総数		レオレ詐欺	Ť	頁貯金詐欺	架空	料金請求詐欺	ì	還付金詐欺	融	資保証金 詐欺
	認知件 数	被害額	認知件 数	被害額	認知件数	被害額	認知件 数	被害額	認知件 数	被害額	認知件 数	被害額
静岡市内 警察署合計	. 83	16, 961	50	8, 605	8	944	7	5, 516	18	1, 896	0	0
静岡中央署	23	5, 395	15	1, 880	4	394	2	2, 662	2	459	0	0
静岡南署	26	6, 647	19	3, 250	2	350	2	2, 760	3	287	0	0
清水署	34	4, 919	16	3, 475	2	200	3	94	13	1, 150	0	0

令和5年 静岡市内特殊詐欺の認知状況②

金額単位:千円)

		総数	金	融商品詐欺	ギー	ャンブル詐欺	交陽	あっせん詐欺	その	他の特殊詐欺	キャッ	シュカード詐欺盗
	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額
静岡市内 警察署合計	3	252	0	0	0	0	0	0	0	0	3	252
静岡中央署	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡南署	1	65	0	0	0	0	0	0	0	0	1	65
清水署	2	187	0	0	0	0	0	0	0	0	2	187

令和4年 静岡市内特殊詐欺の認知状況(1)

(金額単位:千円)

			1.	110 - 11	1-0 -1 - 1	יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	HILL NH I	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			(<u>w</u> 132 +	FIX . 111/
		総数	オ	レオレ詐欺	Ť	頁貯金詐欺	架空	料金請求詐欺	ì	還付金詐欺	融資	資保証金詐欺
	認知件数	被害額	認知件 数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件 数	被害額
静岡市内 警察署合計	81	234, 594	59	204, 251	7	9, 999	3	9, 360	12	10, 984	0	0
静岡中央署	26	83, 569	23	77, 720	1	4, 700	1	650	1	499	0	0
静岡南署	27	78, 307	19	64, 200	4	2, 899	2	8, 710	2	2, 498	0	0
清水署	28	72, 718	17	62, 331	2	2, 400	0	0	9	7, 987	0	0

令和4年 静岡市内特殊詐欺の認知状況②

(金額単位:千円)

-													
Ī		総数		金	融商品詐欺	ギー	ァンブル詐欺	交際	あっせん詐欺	その)他の特殊詐欺	キャッ	シュカード詐欺盗
		認知 件数	被害額	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額	認知 件数	被害額
	静岡市内 警察署合計	25	14, 962	0	0	0	0	0	0	C	0	25	14, 962
	静岡中央署	11	8, 489	0	0	0	0	0	0	C	0	11	8, 489
	静岡南署	3	2, 134	0	0	0	0	0	0	C	0	3	2, 134
I	清水署	11	4, 339	0	0	0	0	0	0	C	0	11	4, 339

基本方針4 犯罪被害者等への支援体制づくり

(2)相談・支援体制の強化

警察や関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等の被害を回復・軽減するため、相談窓口の機能を充実させるとともに、犯罪被害者等のニーズに応じた、精神的・身体的被害や経済的な困難等に対し、支援の強化に取り組みます。

く関連事業>

事業名	事業内容	所管課
 女性のための居場所	困難を抱える女性のための居場所兼	市民局
づくり事業 ふらり	サポート窓口を女性会館及び清水区に	男女共同参画•
しての事業 いらり	開設します。	人権政策課
	セクシュアリティや性別違和などの	市民局
にじいろ個別相談	悩みについて、面談により個別に相談	男女共同参画•
	に応じます。	人権政策課
カ州のための総合担	家族関係、夫婦の問題、その他人間	市民局
女性のための総合相	関係など女性の悩みに関する相談に、	男女共同参画•
談(女性会館)	女性相談員が応じます。	人権政策課
男性電話相談「メン	家族関係、夫婦の問題、その他人間	市民局
ズほっとライン静	関係など男性の悩みに関する相談に、	男女共同参画•
岡」	男性相談員が応じます。	人権政策課
	性的少数者当事者や家族、先生等の	市民局
にじいろ電話相談	セクシュアリティや性別違和などに関	男女共同参画•
(女性会館)	する相談に、専門の研修を受けた相談	为女共同多画 •
	員が応じます。	入惟以宋禄
犯罪被害者等支援総 合案内窓口	犯罪被害者等支援のための総合案内 窓口にて、相談者を受け入れ、必要に応 じて、各種相談窓口へ案内します。	市民局 生活安心安全課
犯罪被害者等支援庁 内連絡会議	犯罪被害者等の置かれた状況を理解 し、犯罪被害者等の立場に立った支援方 策を協議するための連絡会議を開催し、	市民局生活安心安全課

	連携した犯罪被害者等支援施策を推進	
	します。	
	DV 及びストーカー行為等の加害者	
	が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及	
	び住民票の写し等の交付並びに戸籍の	市民局
住民基本台帳事務に	附票の写しの交付制度を不当に利用し	戸籍管理課
おける支援措置	て、被害者の住所を探索することを防止	各区役所
	し、被害者の保護を図ります。	戸籍住民課
	支援期間については、1 年間。(1 年ご	
	との更新)	
	犯罪被害者等のための市営住宅の目	
犯罪被害者等のため	的外使用に関する事務取扱要領に基づ	都市局
の市営住宅の目的外	き同被害者に市営住宅の目的外使用を	建築部
使用	認めることにより、居住の安定を図りま	住宅政策課
	ਰ 。	
	配偶者からの暴力被害に対する市営	
配偶者からの暴力被	住宅の目的外使用に関する事務取扱要	都市局
害者に対する市営住	領に基づき同被害者に市営住宅の目的	建築部
宅の目的外使用	外使用を認めることにより、居住の安定	住宅政策課
	を図ります。	
	犯罪行為により亡くなられた方のご	
犯罪被害者等見舞金	遺族や重傷病被害等にあわれた方に見	市民局
等支給制度	舞金や支援金を支給することで、直近の	生活安全安心課
	経済的負担の軽減を図ります。	

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画令和5年度事業実績・令和6年度実施計画

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画 令和5年度事業実績「達成度」集計結果

達成度	説明
Α	事業実施計画(目標値)の80%以上達成
В	事業実施計画(目標値)の60%以上80%未満の達成
С	事業実施計画(目標値)の60%未満の達成
空欄	未実施や事業の年度の実施予定がなかった等で評価できなかったもの

	基本方針	基本施策	事業数	令和	15年度実	績の達用		達成度B、C、空欄の事業
	Œ-(T-7) = I	E-17.16.X	(評価数)	Α	В	О	空欄	た
		(1)防犯意識を高める広報啓発	9	9	0	0	0	
1	防犯意識の高 い人づくり	(2)防犯力を高める情報発信	6	6	0	0	0	
		計	15	15	0	0	0	
		(1)地域防犯活動の支援	3	3	0	0	_	【C】 No.34 スカイパトロール(廃棄物対策課) 【空欄】
		(2)関係機関との連携・協働強化	13	13	0	0	0	No.40 地域学校協働推進事業 (教育総務課)
2	防犯力の高い 地域づくり	(3)地域の安全を見守るパトロール活	11	9	0	1	1	
	200	(4)暴力団排除活動の推進)暴力団排除活動の推進 7 7 7	0	0	0		
		(5)繁華街等を対象とした環境改善	1	1	0	0	0	
		計	35	33	0	1	1	
	犯罪の起きにく	(1)犯罪防止に配慮した公共施設の整	3	2	0	1		【C】 No.52 公園の整備(公園整備課) No.54 防犯灯設置事業費補助金 (市民自治推進課)
3	い環境(ハード)づくり	(2)市民が行う防犯設備の整備促進	9	7	0	2	0	No.61 商店街環境整備事業補助金(商業労政課)
		計	12	9	0	3	0	
	犯罪被害者等	(1)犯罪被害者等への理解	3	3	0	0	0	
4	への支援体制づくり	(2)相談・支援体制の強化	10	10	0	0	0	
		計	13	13	0	0	0	
		合計	75	70	0	4	1	
		割合	100%	93.3%	0.0%	5.3%	1.3%	

基本方針1 防犯意識の高い人づくり

(1)防犯意識を高める広報啓発

Г	1	2			令和	15年度の実績			令和6年度の	計画	10	
No.	事業名称	事業概要	3	4	5	6	達成度	7	8	9	所管課	係名
	学 未 1	争未似女	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	进队及	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	川日味	IX-10
1	競輪場内における 防犯啓発活動	警察署からの依頼をもとに特別技輸場内大型 映像及び場内テレビにて防犯に関する映像を 映し、客発活動を実施します。	警察署からの依頼をもとに静 岡競輪場内大型映像及び場内 テレビにて防犯に関する映像 を映し、啓発活動を実施する。	-	警察署からの依頼をもとに静岡競輪場内大型映像及び場内 ラレビにて防犯に関する映像 を映し、啓発活動を実施した。	-	Α	来場者に対し、指名手配犯に関する情報提供の呼びかけを 実施したことにより、警察の捜査強化に寄与した。	警察署からの依頼をもとに静岡競輪場内大型映像及び場内テレビにて防犯に関する映像を映し、啓発活動を実施する。	-	財政局 財政部 公営競技事務所	総務係
2	市民の防犯意識高 揚のための啓発活 動	市民の防犯意識を高めるため、警察や防犯協 会等と連携して各種啓発活動を実施します。	・年6回実施(特殊詐欺) ・全国地域安全運動期間における防犯意識高揚のための啓 発活動 1回(一般防犯)	351の一部	•特殊詐欺防止啓発活動年6 回実施 •自転車盗被害防止啓発活動 1回実施(10月)	351の一部	Α	啓発活動の実施により、市民の防犯意識の高揚を図ることが できた。	・年6回実施(特殊詐欺) ・全国地域安全運動期間における防犯意識高揚のための啓 発活動 1回(一般防犯)	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯•交通安全 係
3	運転追放、犯罪等	暴力追放・飲酒運転追放・交通安全・防犯・犯 罪被害者等支援に関する市民の意識高揚をは かり、暴力や交通事故、犯罪のない明る・か づくりを推進していくため、各団体と連携して静 同市暴力追放、松戸運転追放、犯罪等に強い まちづくり市民大会を開催します。	年1回開催	351の一部	年1回開催 (12/19)	351の一部	A	市民参加者に対し、暴力追放・飲酒運転追放・交通安全・防 市民・動者に対し、暴力追放・飲酒運転追放・交通安全・防 切・犯罪被害者等支援に関する市民の意識高揚を図るため の啓発を行うことができた。	年1回開催	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
4	同報無線や防災 メール等を利用した 広報啓発活動	特殊詐欺など特定の犯罪が多発した場合に、 市民の防犯意識を高めるため、同報無線や防 災メール等を利用した広報を実施するととも に、庁内各課や警察と連携して啓発活動を実 施します。	警察と連携し、随時対応	351の一部	放送実施基準に達していないため、同報無線実施なし (同報無線実施基準) 市内で14:00までに24件以上 ⇒市内全域に実施 各区で14:00までに8件以上⇒ 各区で14:00までに8件以上⇒ 各区に実施	351の一部	Α	市内で特殊詐欺が多発した際、放送実施基準に達していない ため同報無線は実施しなかったが、ラジオ、等各種媒体の活 用や金融機関での啓発を実施することでで、特殊詐欺の防止 啓発を図ることができた。	警察と連携し、随時対応	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
5	街頭広報活動	消費者被害を未然に防止するため、街頭や公 共広告での啓発・広報活動を実施します。	①街頭でのリーフレット配布 2回 ②公共交通機関での啓発 1回	468	①街頭でのリーフレット配布 2回(5月・12月) ※県主催事業に参加 ②公共交通機関での啓発 2回 ※バス(8.1~R6.1.31) 電車(11.11~R6.1.19)	467	A	予定通りに広報活動を行え、一定程度事業目的を果たすこと だできたたためA評価とする	①街頭でのリーフレット配布 2回 ②公共交通機関での啓発 2回	468	市民局 生活安全安心課	消費生活セン ター
6		市内3警察署から提供された注意喚起情報の ほか、消費者被害の防止のための注意喚起情報 報を、地域包括支援センター等の見守り者に 対して、配信します。	注意喚起情報の随時配信	-	注意喚起情報の配信25回	_	А	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの見守り者 に対する周知広報に寄与できた。	注意喚起情報の随時配信	_	市民局 生活安全安心課	消費生活センター
7	青少年の健全育成 のための広報啓発 活動	青少年の健全育成を推進するとともに、地域社 会全体で青少年を温かく見守り、支入育てる環 焼をつくるためた観客発活動を実施します。啓 第リーフレットの作成・配布、フ月・11月の強調 月間中における街頭キロペーンや街頭広 載、機関紙「みらい」の発行、青少年問題に関 する啓発用DVD等の貸出、非行防止及び携帯 電話安全・安心利用について動布学1年生 保護者への啓発を実施します。	配付時期:7月、11月、3月 対象:中学生、小学校4~6年 生、新中学1年生保護者、7	471	広報啓発リーフレット配布: 44,000節(ア月・11月・2月) 対象:中学生、小4〜6、新中1 保護者 街頭キャンペーンを7月・11月 に実施した。	421	А	リーフレット配布、街頭キャンペーンともに計画通り実施され、 全中学校の生徒や、小学校4~6年生と保護者に配布し、各地域・地区にリーフレットを配布、街頭キャンペーンを行うこと することにより、青少年非行・被害にに係る内容の広報啓発が できた。	啓発用リーフレット配布 啓発用リーフレット配布 配対象:中学生、小学校4-6年 生、新中学1年生保護者、7 月・11月の街頭キャンペーン時 に配布する市民	464	子ども未来局 青少年育成課	指導係
8	自転車等盗難事件 防止のための自転 車施錠及び放置自 転車削減呼び掛け 運動	清水区内の市営駐輪場の利用者、主に高校生 に対し、自転車盗難防止のための、施錠や放 面自転車の禁止を、市職員、警察官、教員が 連携し呼び掛けを実施します。	年2回の啓発活動の実施	10	7月11日(火)に市内駐輪場で 啓発活動を実施。	99	Α	今年度は、関係各所と日程調整ができず1回しか啓発活動が できなかったが、駐輪場利用者に対して、二重ロックをする 等、防犯意識を持って利用してもらえるよう周知できた。	年2回の啓発活動の実施	10	都市局 都市計画部 都市計画事務所	管理係
a	下水道工事現場に	犯罪の発生を防ぐため、下水道請負業者に「こ こにもあります防犯の目」とかかれた防犯活動	8工事現場×1のぼり旗	-	10工事現場×1のぼり旗	-	Α	防犯活動を示すのぼり旗を工事現場に掲げることで、工事現 場周辺の防犯意識を高めている。さらに、多数の現場で実施 することで、市内全域の防犯効果を得られていると考える。	9工事現場×1本(のぼり数)	-	上下水道局 下水道部 下水道建設課	設計調整係
		を示すのぼり旗を工事現場に掲げるよう呼び かけます。	10工事現場×1本(のぼり数)	20							上下水道局 下水道部 下水道事務所	

(2)防犯力を高める教育

	1	2 令和5年度の実績							令和6年度 <i>0</i>	計画	10	
No.	事業名称	事業概要	3	4	5	6	達成度	7	8	9	所管課	係名
	争来名称	争 来 似 安	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	達队度	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	所官課	1糸石
10	防犯に関する講座 の開催	生涯学習施設で防犯に関する講座を実施しま す。	無人館を除く37施設中6施設で 講座を実施	指定管理料の一部	無人館を除く37施設中5施設で 講座を実施	指定管理料の一部	Α	各生涯学習施設において、詐欺対策講座等を開催し、受講者 の防犯力を高めることができた。	無人館を除く37施設中6施設で 講座を実施	指定管理料の一部	市民局 生涯学習推進課	人づくり事業推進 係
11	防犯教室 、講演会 の開催	市民が規範意識や防犯意識を高め、防犯に関する知識を身につけるため地域で行われる防 犯教室、講演会を支援します。	・随時実施 ・防犯団体研修会の実施	351の一部	市内各防犯団体への市内の犯 罪概況の情報提供	351の一部	A	各防犯団体相互の意見交換や交流を目的とした研修会を開催せず、資料の送付にて市内の犯罪概況を情報提供した。 これにより、市内で発生している犯罪や示者事業の特性等 各各防犯団体が情報共有できた。 ・1団体(清水区保護司会)への防犯講話を実施したことにより、参加者の防犯意識の高揚を図ることができた。	・随時実施 ・防犯団体研修会の実施	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
12	犯講座の実施	小学生を対象とし、子ども自身が「犯罪に遭わないための知識」や「万が一犯罪に遭遇したときに自分の身を守る方法」を身につける体験型防犯講座を実施します。	防犯教室·講座実施率100% (官民合計、市立小学校)	860	42校で実施	420	A	防犯講座の実施により、子どもが自分の身を守る知識を身に つけるとともに防犯意識の高揚を図ることができた。	防犯教室·講座実施率100% (官民合計、市立小学校)	860	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
13	育(市政出前講座)	自ら考え行動する消費者になるため、自治会、 老人会などの地域における消費者トラブル未 然防止やエシカル消費等の消費者教育講座の 開催を通じて、消費者教育の機会創出を図る	講座実施回数: 20回	200	講座実施回数:27回	104	A	計画よりも多く実施でき、消費者トラブル未然防止に寄与したためA評価とする	講座実施回数:14回	312	市民局 生活安全安心課	消費生活セン ター
14	子校での消費名教育(若者の消費者ト	自ら考え行動する消費者になるため、学校に おける消費者トラブル未然防止やエシカル消 費等の消費者教育譲座の開催を通じて、消費 者教育の機会創出を図る。	講座実施回(個所)数:15箇所	609	講座実施回(個所)数:42箇所 で実施	460	A	計画よりも多く実施でき、消費者トラブル未然防止に寄与した ためA評価とする	講座実施回(個所)数:25箇所	704	市民局 生活安全安心課	消費生活セン ター
15		各校の安全担当に学校安全に関する講習会を 開催します。	11月に全小中学校の学校安全 担当者を対象にした研修会開 催予定。	-	11月に全小中学校の学校安全 担当者を対象にした研修会開 催	16	A	全校の学校安全担当者を対象とした研修会を一堂に会して開催することができた。不審者対応についての理解を深め、防 犯意識を高めることができた。	11月に全小中学校の学校安全 担当者を対象にした研修会開 催予定。	16	教育局 児童生徒支援課	健康安全係

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策 令和5年度実績・令和6年度実施計画

資料5

基本方針2 防犯力の高い地域づくり

(1)防犯意識を高める広報啓発

	1	2			令和5	年度の実績			令和6年度の記	十画	10	
N	事業名称	事業概要	3	4	5	6	達成度	7	8	9	所管課	係名
L	争未石师	争 未 似 安	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	连队及	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	所官誌	1茶石
1	6 地域防犯活動事業 費補助金	地域防犯活動を行う地区安全会議の立ち上げ 及び活動に要する経費に対し補助金を交付し ます。	地域防犯活動を行う地区安全 会議の立ち上げ及び活動に要 する経費に対し補助金を交付し ます。	1,400	4団体(本通地区防犯協会、美和学区防犯パトロール隊、城北学区防犯協会、入江あいあい防犯パトロール)に交付	361		団体の活動に要する経費補助を行うことで、地域住民	地域防犯活動を行う地区安全 会議の立ち上げ及び活動に要 する経費に対し補助金を交付し ます。	1,110	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安 全係
1	7 防犯協会補助金	犯罪の防止や少年の非行防止活動を行う防犯 協会に対し補助金を交付します。	3団体へ交付(静岡中央、静岡 南、清水防犯協会)	19,122	3団体へ交付(静岡中央、静岡 南、清水防犯協会)	19,122	A	3団体(静岡中央、静岡南、清水防犯協会)へ補助金を 交付することで、防犯協会が行う警察と連携した防犯活動の支援を行うことができた。	3団体へ交付(静岡中央、静岡 南、清水防犯協会)	19,122	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安 全係
1		更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保 護司会連絡協議会に対し補助金を交付します。	1団体へ交付 (静岡市保護司会連絡協議会)	4,230	1団体へ交付(静岡市保護司会 連絡協議会)	4,230	Α	更生保護、犯罪予防を目的とする「社会を明るくする運動」や、棄物乱用防止等の啓発活動を実施する静岡市 機関司会連絡協議会に対して補助金を交付し、地域防 犯活動への支援を行った。	1団体へ交付(静岡市保護司会 連絡協議会)	4,230	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課	総務係

(2)関係機関との連携・協働強化

Ţ	1	2			令和5	年度の実績			令和6年度の記	十画	10	
lo.	事業名称	事業概要	3	4	5	6	達成度	7	8	9	所管課	係名
	争未石桥	争 未 似 安	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	连队员	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	所官誌	孫石
	犯罪の防止	静岡競輪場内において自衛警備隊を組織し、 場内パトロール及び防犯カメラによる監視を行 います。 事犯に対しては、自衛警備隊による耐き取り調 査を行い、案件によっては警察に引き継ぎま す。	・自衛警備隊員5人による場内 バトロール ・防犯カメラ52基による監視	-	自衛警備隊員5人 防犯カメラ52基	-	A	自衛警備隊による場内パトロール及び防犯カメラによる 監視を行い、事犯に対しても自衛警備隊の連携による 聴き取り等迅速な対応により、競輪場内の秩序と安全 を維持した。	・自衛警備隊員4人による場内 パトロール ・防犯カメラ52基による監視	-	財政局 財政部 公営競技事務所	総務係
	静岡市外国人住民 施策連絡会議	多文化共生推進施策を進めるため、関係機関 との情報交換を行い、外国人及び日本人がとも に安心して生活できるよう、市内在住の外国人 住民に関する状況を広く把握する会議を開催し ます。	会議開催予定 年1回 日時未定	0	日時:令和5年7月5日 出席者:名古屋出入国在留管 理局、静岡県警察本部、静岡 公共職業安定所ほか 内容:各機関における外国人施 策の説明、情報交換	0	А	各機関が令和5年度に対応した事例を通じて意見交換 を行った。外国人住民に関する状況を幅広くかつ具体 的に把握することができ、関係機関との一層の連携強 化を図ることができた。	会議開催予定 年1回 日時未定	0	観光交流文化局 国際交流課	多文化共生推進 係
	防犯活動団体との 連携・協働	防犯活動を行うNPOやその他の防犯活動団体 と連携、協働し、防犯まちづくりに取り組みま す。また、それらの活動に対し、情報提供など の支援を行います。	随時実施	351の一部	 特殊詐欺被害防止啓発年6回、自転車盗被害防止啓発年1回実施 市内各防犯団体への市内の犯罪概況の情報提供 	351の一部	A	警察、防犯協会、地域安全推進員等と連携して啓発活動を実施し、防犯まちづくりの推進に寄与した。 ・市内の犯罪概況を情報提供したことにより、市内で発生している犯罪や不審者事業の特性等を各防犯団体が情報共有できた。	・特殊詐欺被害防止啓発年6回、自転車盗被害防止啓発年 1回実施 ・市内各防犯団体への市内の 犯罪概況の情報提供	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安 全係
	静岡市·静岡市警察 部連絡会議	警察本部、市内各警察署、市による情報交換 及び意見交換を行う静岡市・静岡市警察部連 絡会議を開催し、連携して防犯施策に取り組み ます。	1回開催	-	年1回開催	-	A	市民局、市内3区長、市警察部長、同庶務課長、市内3 警察署長、県警生活安全企画課長補佐、静岡中央署 生活安全課長出席の上、特殊詐欺被害に対する取組 について意見交換し、防犯施策の推進を図ることができ た。	警察関係部署とともに意見交 換を行う。	1	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安 全係
	認知症高齢者見守 り事業	徘徊する恐れのある認知症高齢者をメール配信システムに事前登録を行い、その際、捜索時の目印になるよう見守リシール(反射材)を配付して行方不明時には協力者にメール配信を行います。	徘徊認知症高齢者見守りシス テム(しずメール)新規登録者 数250人	1,070	新規登録者数6,825人(うち LINE連携機能新規登録者数 6,791人)	802	А	令和4年度から開始したLINE連携機能の活用を継続したことにより、新規登録者数が目標値を大幅に上回った。	徘徊認知症高齢者見守りシス テム(しずメール)新規登録者 数2,500人	1,070	保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰 もが活躍推進本 部	認知症施策推進 係
24	成年後見制度利用 促進事業	契約行為等を自分の意思で行うことが困難な 認知症等の高齢常及び知的障が、者等に対し て、成本後見動度の利用の促進を図ることで、 本人の権利を守るとともに犯罪被害防止につな げます。	・報酬助成の実施 - 専門職による相談会 36回(3 区×1回×12か月)	59,426	- 報酬助成の要件拡大後、継続 実施済み 実施件数 140件 - 専門職による相談会実施件数 36回	46.346干円 福祉総務課23.133,358円 高齢者福祉課 14,775.469円 障害福祉金開課 4.278,431 円 精神保健福祉課 4,158,647	А	報酬助成の要件拡大後、継続して実施した。専門職に よる相談会については、市内3区において毎月1回の相 談会を実施し、目標を達成した。	・報酬助成の実施 - 専門職による相談会 36回(3 区×1回×12か月)	58,310	保健福祉部 健康福祉部 福祉総務画課、 高齢衛生福祉課、 高齢衛所精神 保健所精神保 福祉課	地域福祉係
25	障害者相談支援事 業	障がいのある人及びその家族等からの相談に 応じ、必要な情報の提供や助賞等の支援を実 指することで、障がいのある人の権利を守ると ともに犯罪の被害防止につなげます。	①障害者相談支援推進業務の 実施(1か所) ②障害者等相談支援事業の実施(10か所) ③成年後見制度利用支援事業 の実施(各福祉事務所で実施)	①27,305 ②身体・知的:84,513 精神:97,895の一部	①障害者相談支援推進業務の 実施(1か所) ②障害者等相談支援事業の実施(10か所) ③成年後見制度利用支援事業 の実施(各福祉事務所で実施)	①29,909 ②身体・知的:92,704 精神:102,511の一部	A	市内に基幹相談支援センターを1か所、相談支援事業 所10か所を委託又は指定管理により開設。適正に事業 を実施できた。	①障害者相談支援推進業務の 実施(1か所) ②障害者等相談支援事業の実施(10か所) ③成年後見制度利用支援事業 の実施(各福祉事務所で実施)	①30,167 ②身体・知的: 84,952 精神:103,977の一 部	保健福祉長寿局 健康福祉企康部 障害福祉医療部 保健所精神課 福祉課	地域生活支援係
26	発達障害者支援セ ンター運営事業	発達障がいのある人に対する支援を総合的に 行う専門相談機関を社会福祉法人への委託に より実施します。	発達障害者支援センター(1か 所)の委託設置	55,527	発達障害者支援センター(1か 所)の委託設置	58,456	A	発達障害者支援センター(1か所)の運営が適正に実施 された	発達障害者支援センター(1か 所)の委託設置	59,780	保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課	地域生活支援係
27	青少年を取り巻く社 会環境の実態調査 及び立入調査	青少年を取り巻く社会環境の実態を調査し、有 害環境の把握と改善に取り組みます。	社会環境実態調査:547件 立入調査:60件	6.967の一部	社会環境実態調査:528件 立入調査:42件	6,967の一部	A	各店舗への立入調査を予定通り実施できた。	社会環境実態調査:530件 立入調査:50件	6.417の一部	子ども未来局 青少年育成課	指導係
28		市内各地域の青少年健全育成団体に対し、事 業費等を補助し、地域ぐるみの健全育成活動を 支援します。	・静岡・清水青少年健全育成団 体: 48団体 ・健全育成大会: 48団体の実施	12,924 (静岡:3,536) (清水:8,515) (静岡地域:873)	・静岡・清水青少年健全育 成団体:47団体 ・健全育成大会:48団体の 実施	12,924 (静岡:3,536) (清水:8,515) (静岡地域:873)	A	コロナ前のような健全育成大会が運営できた。	・静岡・清水青少年健全育成団 体: 48団体 ・健全育成大会: 48団体の実施	11,697 (静岡:3,536) (清水:7,488) (静岡地域:673)	子ども未来局 青少年育成課	指導係
29	要保護児童対策地 域協議会開催	児童虐待の恐れがある家庭等への適正な支援 や措置のため、関係機関が集まり支援策の検 計や情報交換を行います。	①代表者会議(年1~2回) ②実務者会議(定例会:各区1 回/月,進行管理会議:各区1回 /4ヶ月) ③個別ケース検討会議(随時)	772	①代表者会議1回 ②実務者会議45回(定例会:36 回、進行管理会議:9回) ③個別ケース検討会議42回	470	А	児童虐待のおそれのある児童等の適切な保護と支援、 虐待の早期発見、未然防止を図るため、情報交換や検 討を行い、連携を強化することができた。	①代表者会議(年1~2回) ②実務者会議(定例会各区1 回/月,進行管理会議。各区1回 /4ヶ月) ③個別ケース検討会議(随時)	722	子ども未来局子ども家庭課	子ども家庭係
30	放置自転車等に対 する市・警察の共通 マニュアル作成事業	清水区内で発見された放置自転車等の撤去・ 盗難届確認等の手続きを迅速化するため、都 市計画事務所と清水警察署が連携し、共通マ ニュアルを作成します。	年1回マニュアルの修正協議を 行い、必要があれば改訂する。	-	清水警察署との手続きはマニュ アルに従い行われ、見直しすべ き点はなかった。	0	А	清水警察署と協議し、マニュアル化することで共通認識 のもと手続きが行われた。	年1回マニュアルの修正協議を 行い、必要があれば改訂する。	0	都市局 都市計画部 都市計画事務所	管理係
31	放火されない環境 づくり	静岡市消防局放火されない環境づくり推進要 領に基づき、放火火災による生命、身体及び財 産の被害の軽減を図ることに取り組みます。	放火火災防止モデル地区を選 定し容蒙活動の支援をするとと もに、連続放火火災発生時に は関係機関との協力体制を図 り、放火火災の防止に努める。	121	静岡市消防局放火されない環境づくり推進要領に基づき、放火災防止モデル地区を9か所選定。対象世帯へ評価シートを 関立し、地域環境等の改善指導を実施した。	121		令和5年度における火災原因のうち放火火災が占める 割合は12.2%となり、平均放火火災率20%以下の目標 を達成した。 放火火災防止モデル地区で実施した評価シートの結 果、86.61%の方が火災予防の意識が向上したと回答し	放火火災防止モデル地区を選定し容蒙活動の支援をするとと もに、連続放火火災発生時に は関係機関との協力体制を図 り、放火火災の防止に努める。	100	消防局 消防部 予防課	予防係

(3)地域の安全を見守るパトロール活動の強化

	1	2			令和55	年度の実績			令和6年度の記	抽	10	
No.	事業名称	事業概要	3	4	5	6	達成度	7	8	9	所管課	係名
	学未 1	学米似女	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	建队及	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	刀目杯	IX-13
32	青色防犯パトロール	犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安心して 暮らすことができるよう、青色回転灯装着車両 による青色防犯パトロールに取り組みます。	青パト強化期間 (年4回交通安全運動期間中) における青パト実施回数 延べ500回	351の一部	パトロール活動584回/年実施	351の一部	Α	市職員による青色防犯パトロールの実施により、地域 の安心安全の確保に寄与することができた。	青パト強化期間 (年4回交通安全運動期間中) における青パト実施回数 延べ500回	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安 全係
33	「ながら見守り活動」 の実施	市民が気軽に防犯活動に取り組めるよう、市が 「しずおか防犯パトロール」を立ち上げ、参加者 が日常活動の中で見守り防犯活動を実施しま す。	参加登録者数累計1300人以上	351の一部	令和5年度登録者数110人 (参加登録者数累計1,354人)	351の一部	A	市民や企業等に参加いただき、地域防犯活動の新たな担い手を確保するとともに、市民の防犯意識の高揚や地域の安心安全の確保を図ることができた。	参加登録者によるパトロール実 施回数延べ10,000回	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安 全係
34	スカイパトロール	市職員が消防局所有の消防へリコブターに搭乗し、上空から監視パトロールを実施します。	年2回監視パトロール実施	-	年1回監視パトロール実施	ı	С	上空からの廃棄物の不適正処理パトロールを実施する ことにより、地域の安全を見守る活動の充実を図った。 2回実施の予定だったが、消防ヘリの点検・整備のため 1回実施となった。	年2回監視パトロール実施	ı	環境局 廃棄物対策課	適正処理推進係
35	廃棄物監視機動班	廃棄物監視機動班により、監視パトロールを実施します。	年90回監視パトロール実施	-	年90回監視パトロール実施	ı		監視機動班による廃棄物の不適正処理パトロールを実施することにより、地域の安全を見守る活動の充実を図った。	年90回監視パトロール実施	I	環境局 廃棄物対策課	適正処理推進係
36	山間地等廃棄物不 法投棄監視員	山間地等廃棄物不法投棄監視員による、山間 地等の廃棄物不法投棄監視パトロールを実施 します。	35地区133人に監視員を委嘱 し、パトロールを実施	2,872	35地区132人に監視員を委嘱 し、パトロールを実施	2683	A	地元に密着した監視員による不法投棄物のパトロール を実施することで、地域の防犯活動を行い地域防犯活動者の育成推進を図った。	35地区132人に監視員を委嘱 し、パトロールを実施	2,872	環境局 廃棄物対策課	適正処理推進係
37	青少年を対象とした 補導活動	青少年の非行や犯罪被害を未然に防ぐため、 静岡市青少年育成センターを中心に地域、学 校、警察等と連携し、街頭補導を実施します。	補導員等:878人 実施回数:1,000回 参加人数:9,000人	6,967の一部	補導員等:870人 実施回数:1022回 参加人数:8065人	6.967の一部	A	コロナ自粛から活動的になってきた中で、予定していた 補導活動を実施できた。	補導員等:878人 実施回数:900回 参加人数:8000人	6,417の一部	子ども未来局 青少年育成課	指導係
38	委託検針員による 高齢者等の見守り 支援事業	高齢者に異変が認められる場合、委託検針員 が関係機関へ連絡通報します。	随時実施	-	実施	ı	A	計画通り実施した。	随時実施	I	上下水道局 水道部 お客様サービス課	管理係
39	納料金収納業務従 事者による防犯活	委託検針員・委託未納料金収納業務従事者が 不審者情報の連絡通報・事故等の連絡通報・ 危険個所の連絡通報・通学路など地域の防犯 活動に協力します。	随時実施	-	実施	-	A	計画通り実施した。	随時実施	-	上下水道局 水道部 お客様サービス課	管理係
40	地域学校協働活動 推進事業		市内小中学校のうち、学校ごと 必要に応じて随時実施する。	106,422の一部	市内小中学校のうち、学校ごと 必要に応じて随時実施した。	89,196の一部	置や	に応じ各学校で実施するものであり、目標値の設 実績値の把握はしていないため、達成度の評価 きない。	市内小中学校のうち、学校ごと 必要に応じて随時実施する。	115,328の一部	教育局 教育総務課	社会教育係
41	地域ぐるみの学校 安全体制整備推進 事業	子ども達を取り巻く課題を解決するための活動 の一つとして、学校を選挙路における子ども達 の安全確保のため、地域との選接を回り、地域 のボランティアを活用するなど・地域社会全体で 学校安全に取り組みます。	中心となって児童・生徒を見守る。また、青パト等の事業を活	-	地域のPTA・ボランティア等が 中心となって児童・生徒を見 守った。	-	А	地域のPTA・ボランティア等が中心となり、登下校中の 児童・生徒を見守ることで、交通事故や犯罪の抑止に なった。	地域のPTA・ボランティア等が 中心となり、登下校中の児童・ 生徒を見守ることで、交通事故 や犯罪の抑止する。	-	教育局 児童生徒支援課	健康安全係
42	定例巡視·特別巡視	で 実明に加るしている土中宣集単位の教具	私立を含む市内の高等学校教員 による当事制で、公園・神社・書 店・ゲームセンター等生性が立ち 寄りそうな場所で巡視を行う。 定例・運視 6回程度及び長期休業 中の特別・運投回程度 ※新型コロナウイルスの拡大状況 により計画縮小あり。	-	定例巡視6回及び長期休業中 の特別巡視2回	-		巡視中大きな問題行動の発見に至り対応することはな かったが、自転車ルール順守の指導を主に行った。巡 機を行うことで、問題行動の抑止につながったり、生徒 の現状を把握する機会となったりと効果は大きいと考え る。	私立を含む市内の高等学校教員 による当番制で、公園・神社・書 店・ゲームセンター等生徒が立ち 寄りそうな場所で巡視を行う。 定例巡視・6回程度及び長期休業 中の特別巡視2回程度。	-	静岡市立高等学校	静岡市立高等学 校

(4)暴力団排除活動の推進

Γ		1	2			令和55	年度の実績			令和6年度の記	+画	10	
No	事	業名称	事業概要	3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	所管課	係名
43				補助金交付要網に暴力団排除 規定の整備	-	2つの補助金交付要網に暴力 団排除規定を整備した。	-	A		新規事務事業に、暴力団排除 規定を整備する	-	市民局 生活安全安心課 ※各所管課	防犯·交通安 全係
44		他設からの基	市の施設を暴力団に管理させないとともに、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる利用から暴力団を排除します。	随時実施	-	相談の都度対応	-	A	市の施設所管課と連携し、公の施設からの暴力団排除 を推進した。	所管課と情報共有し暴力団排 除を行う	-	市民局 生活安全安心課 ※施設所管課	防犯·交通安 全係
45		追放に関する 啓発活動	放のにめの仏教啓究活動、株衆、見せい利寺 の薬物11日の防止及び鉢製犯罪第444に関す	随時実施 (特殊詐欺被害防止キャンベー ンを含む。)	351の一部	6回/年(年金支給日)	351の一部		年金支給日に警察、防犯協会とともに金融機関にて特殊詐欺対策について広報啓発したことで、詐欺被害防止に寄与した。	年金支給日に啓発品とともに 振り込め詐欺防止資料を配布 して広報啓発活動を行う	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯・交通安 全係
46		巨政に関する	静岡市暴力追放推進協議会と連携し、民事介 入暴力対策、企業対象暴力対策の研修会を開 催します。	年1回開催	351の一部	参加団体:31団体	351の一部	A	協議会総会の第二部として、(財) 静岡県暴力追放運動 推進センター事務局次長から「暴力団情勢と対策」と題 した研修会を実施した。	協議会総会の二部で行う予定	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安 全係
47	, 地域暴 の推進	类刀排除活剿	静岡市暴力追放推進協議会、市民、事業者と 連携し、地域における暴力排除活動を推進しま す。			新通学区決起大会の共催 県民大会への支援	351の一部	A	新通学区決起大会、暴追県民大会への支援を行い、暴力排除活動を推進するとともに、暴排意識の顧成を図ることができた。	市民大会の開催と県民大会へ の支援を行う	339の一部	市民局 生活安全安心課	防犯・交通安 全係
48	暴力追会補助	追放推進協議 助金	犯罪のない明る〈住みよい市民生活を確立する ため、暴力追放運動を積極的に推進することを 目的とし、暴力追放活動を行う静岡市暴力追放 推進協議会に対し補助金を交付します。		1,515	静岡市暴力追放推進協議会へ 補助金を交付して活動を支援し た。	1,513	A	計画どおり静岡市暴力追放推進協議会に補助金を交付して同協議会の活動を支援することで、市民に対し、 暴排に関する様々な啓発を行うことができた。	静岡市暴力追放推進協議会へ 補助金の交付	1,515	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安 全係
49		対策協議会負	静岡県公共料金等暴力対策協議会と連携し、 公益事業者への暴力的要求行為を予防排除 」 東東東の円滑な業務を取得します。	第1回本部常任幹事会 第2回 // 第3回 // 第4回 // 第40回総会		第1回本部常任幹事会 R5.3.1 第2回 " R5.5.26 第3回 " R5.8.30 第4回 " R5.8.30 第40回総会 R5.11.10	-	Α	事業実施計画通り、会議を開催することができた。	第1回本部常任幹事会 第2回 " 第3回 " 第4回 " 第4回 "	l	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課	総務・調整係

(5)歓楽街等を対象とした環境改善

ſ		1	1 2 令和5年度の実績							令和6年度の記	計画	10	
1	No.	事業名称	事業概要	3	4	5	6	達成度	7	8	9	所管課	係名
L		学未 1	争未似女	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	建队及	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	лык	床石
ţ	₅₀ 客事	りさ行為寺刈束	「静岡市客引き行為等の禁止に関する条例」に 基づき、条例の広報啓発活動や指導員による 客引き行為等の巡回指導を実施します。	県警との合同巡視4回実施	253	合同巡視7回実施	137	A	県書との音向巡視は目標値を超えたが、新空コロデリイルスの5類移行もあり、来街者が増加。それによる客 記念を数等の主持け増加した	①客引き行為等状況調査の実施6回 ②警察(中央署)との合同パト ロール2回	253	市民局 生活安全安心課	防犯・交通安 全係

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策 令和5年度実績・令和6年度実施計画

資料5

基本方針3 犯罪の起きにくい環境(ハード)づくり

(1)防犯意識を高める広報啓発

	1	2			令和5	年度の実績			令和6年度	の計画	10	
No	事業名称	事業概要	3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	所管課	係名
5	川呂日松平守駐棚	市営自転車等駐輪場を整備する際、見通しを 確保するため、防犯カメラを整備するなど、犯 罪防止への配慮に努めます。	年1回以上の監視カメラ保守装 置の点検を行う	330	清水駅西口第1、2駐輪場について、令和4年10月26日に監視カメラ保守装置の点検を実施。	330	A	清水駅西口第1、2駐輪場について、年1回以上の整 視カメラ保守装置の点検を行い、安全な駐輪場経営に 努めることができた。	年1回以上の監視カメラ保 守装置の点検を行う	330	都市局 都市計画部 交通政策課 都市計画事務所	管理係
5	中宮日転甲寺駐輛	市営自転車等駐輪場を整備する際、見通しを 確保するため、防犯カメラを整備するなど、犯 罪防止への配慮に努めます。	年1回以上の監視カメラ保守装 置の点検を行う	330	ハードディスク交換 2箇所 (黒金東第2、追手町)	320	A	所管施設内監視カメラの老朽化が顕著であることから、当初想定していた保守点検を取止め、ハードディスク交換を実施し機能担保することで、犯罪防止に配慮した公共施設の管理を行った。	-	l	都市局 都市計画部 交通政策課 都市計画事務所	管理係
5:	公園の整備	公園を整備する際、地域住民の意見を取りな がら、防犯の観点からも見通しの確保について の検討を加えるよう努めます。	新設の公園 2公園	64,900	1公園(三保本町北方公園)	63,805	С	整備を実施するにあたり、関係機関や関係者との協議 に不測の日数を要し、次年度に繰越となったため。	新設公園3公園(鳥坂高架 下、梅が岡、高橋花の木)	104,500	都市局 都市計画部 公園建設管理課	建設係
5:	化	道路を整備、維持管理する際、道路利用者 の安全な通行を確保するとともに、防犯対策に も効果がある照明灯の整備、更新としてLED化 を推進します。	主しの退拾照明別のLED16	令和5年度の支出なし ※令和6~15年度で 省エネルギー改修(役 務の提供)に対して委 託料を支払う		令和5年度の支出なし ※令和6~15年度で 省エネルギー改修(役 務の提供)に対して委 託料を支払う	Α	道路利用者の安全な通行を確保するための事業として、計画通り照明灯をLED化できており、結果的に防犯性の高い道路の推進に資することができた。	-	-	建設局 道路部 道路保全課	維持計画第2係

(2)市民が行う防犯設備の整備促進

	1	2			令和5	年度の実績			令和6年度	の計画	10	
No.		- 44 1	3	4	5	6		7	8	9	44m	
	事業名称	事業概要	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	達成度	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	所管課	係名
54	防犯灯設置事業費補助金	自治会・町内会が防犯灯を設置する際の費用 を補助します。	1,980灯	36,500	1,100≴Ţ	20,993	С	防犯灯のLED化が9割を超え、申請件数が減少傾向に あるが、自治会・町内会の要望とおり設置を行ってお り、明るく安全安心な町づくりに貢献した。	1,542灯	34,500	市民局市民自治推進課	自治活動支援係
55	防犯灯維持費補助 金	自治会・町内会等が防犯灯を設置した際の維持費(電気代)を補助します。	46,952≴Ţ	130,000	47,125≴Ţ	95,372	A	計画通り以上の灯数についての維持費の支給ができ、 明るく安全安心なまちづくりに貢献した。	47,394灯	103,000	市民局市民自治推進課	自治活動支援係
56	開発行為手続きに おける防犯指導	開発行為手続きの中で、工事資機材の盗難防 止を呼び掛けます。	随時実施	I	随時実施	1	А	開発行為実施時に、工事資機材の盗難防止を呼び掛けることで、工事現場での犯罪発生の防止に寄与した。	随時実施	II.	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
57	大規模店舗立地法 手続きにおける防 犯指導	大規模店舗立地法手続きの中で、万引きなど の店舗内での犯罪発生防止のための措置を 取るよう指導します。 駐輪場を設置する場合には、施錠の励行等の 看板を設置するよう指導します。	随時実施	ı	随時実施	1	A	大規模店舗立地法手続きにおいて適切に防犯指導を 行うことで、万引きなどの店舗内での犯罪発生防止に 寄与した。	随時実施	ı	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
58		ブライバシーの保護に配慮した防犯カメラの設 置及び運用に関する静岡市独自のガイドライ ンを作成し、防犯カメラの普及を図ります。	街頭防犯カメラ設置事業補助 金に併せて周知を実施	-	街頭防犯カメラ設置事業補助 金に併せて周知を実施	-	А	街頭防犯カメラ設置事業補助金に併せて周知を実施することで、自治会等が設置する街頭防犯カメラの適切な管理を推進することができた。	街頭防犯カメラ設置事業補 助金に併せて周知を実施	-	市民局 生活安全安心課	防犯•交通安全 係
59	通話録音装置の普 及促進	65歳以上の高齢者がいる世帯に、通話録音装 置等の普及を図るための無料貸出や広報を行 い、電話勧誘販売による消費者トラブルなどの 未然防止を図ります。		341	生活協同組合ユーコープ(「おうちコーブ」) の協力のもとリーフレット3万部配布ほか出前講座(27回) での周知	285	A	広報活動により、事業の周知が図れたほか、周知活動 を通じて「消費者トラブル」そのものの啓発を広く図ることができたためA評価とする	出前講座等での周知公共交通広告の実施	183	市民局 生活安全安心課	消費生活センター
60		地域の自主的な防犯活動を促進し、及び犯罪 等に強いまちづくりの推進に向けた地域の自 主的な取組を支援するため、街頭防犯カメラを 設置する自治会等に対し、設置に係る経費を 補助します。	市内全体で街頭防犯カメラ25 台分を補助(1台当たり上限30 万円)	7,500	市内全体で街頭防犯カメラ22 台分を補助(1台当たり上限30 万円)	6,065	A	・自治会等からの相談に基づき、警察の協力を得て効果的な設置場所を協議し、必要な団体に補助金を交付することができた。・設置団体に対するアンケートで、全ての団体が「防犯カメラを設置して安心感を感じる」と回答したことから、地域の安心感の向上につながった。	市内全体で街頭防犯カメラ 25台分を補助(1台当たり上 限30万円)	7,500	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全係
61	商店街環境整備事 業補助金	商店街が防犯カメラを整備する事業に対し、補助金を交付します。	【事業実施計画】 両替町二丁目発展会の防犯カ メラ搬去新設 人宿町人情通り発展会の防犯 カメラ新設 伝馬町発展会の街路灯LED化	【予算額】 6820	【事業実績】 両替町二丁目発展会の防犯カ メラ撤去新設 伝馬町発展会の街路灯LED化	【決算額】 2890	С	商店街の要望に合わせ、着実に環境整備事業を進めることで、市民の安全安心を高めることができた。 なお、人宿町 (情遇)免展会の防犯カメラ新設については、無電柱化事業を実施後、防犯カメラの設置場所 を再検討することとなったため、令和5年度の実施を見送った。	【事業実施計画】 鷹匠一丁目商業発展会の 防犯カメラ設置 次郎長通り商店会の街路灯 LED化	【予算額】 4420	経済局 商工部 商業労政課	商業・まちなか活 性化係
62	子どもひなん所	地域全体で子どもを犯罪から守るため、協力していただける地域等に「子どもひなん所」というステッカーを学校を通して配布します。	要請があった学校に対して配 布する。	=	314枚	_	А	要請があった7つの小学校に速やかに配布することで、 子どもひなん所の存在を周知し、地域で子どもを犯罪 から守る意識を高めることができた。	要請があった学校に対して 配布する。	_	教育局 児童生徒支援課	健康安全係

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策 令和5年度実績・令和6年度実施計画

資料5

基本方針4 犯罪被害者等への支援体制づくり

(1)防犯意識を高める広報啓発

	1	2			令和5	年度の実績			令和6年度の記	計画	10	
N	事業名称	事業概要	3	4	5	6	達成度	7	8	9	所管課	係名
L	争未石桥	争 来 似 安	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	连队及	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	所官誅	除石
6	犯罪被害者等に関 する広報啓発活動	犯罪被害者等の相談窓ロ一覧や必要な手続などについて 掲載したパンフレット等を配布し、犯罪被害者等支援の必要 性を啓発していきます。	犯罪被害者等支援パネル展の 開催(葵・駿河・清水_3庁舎)	70	犯罪被害者週間に実施 (11/25-12/1)	57	A	11/25~12/1の犯罪被害者週間に葵、駿河、清水の3 庁舎にてバネル展の実施や懸垂幕の掲出により、市民 に対して犯罪被害者等に対する理解と支援制度の周 知を行うことができた。	犯罪被害者等支援パネル展の	58	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
6		市職員を対象とした犯罪被害者等支援についての研修会、 市民を対象とした犯罪被害者等について理解を深めるため の譲習会を開催します。	年1回開催	=	1回開催(11/8)	ı	A	市職員を対象とした犯罪被害者等支援についての研修会を1回開催し、庁内の相談・支援体制の充実を図ることができた。また、市民を対象とした講演会を関係団体と共催で1回開催することができた。	年1回開催	-	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
6	犯罪被害者等に関 する講演会の開催	犯罪被害者等支援の必要性を学ぶため、犯罪被害者の遺 族などを講師に招き、講演会を実施します。	年1回開催	50	1回開催(11/24)	44	A	関係団体と共催で犯罪被害者等支援講演会を年1回 開催し、市民の犯罪被害者支援に対する理解を深める ことに寄与した。	年1回開催	50	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係

(2)相談・支援体制の充実

Г	1	2			令和55	年度の実績			令和6年度の記	計画	10	
No	古世夕孙	古 娄 榧 雨	3	4	5	6	**	7	8	9	配飾細	15 A
	事業名称	事業概要	事業実施計画	予算額(千円)	事業実績	決算額(千円)	達成度	事業の評価	事業実施計画	予算額(千円)	所管課	係名
66		・困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性 会館及び清水区に開設します。 ・相談者の自立に結びつくサポートとして関係機関や民間 サービスへの同行支援を行います。(R3まで) ・各機関との調整を行うコーディネーターを配置します。(R3 まで)	居場所兼サポート窓口を女性 会館及び清水区において年間 16回開催	400	年16回開催	399	A	様々な課題や困難、孤独と孤立を抱える女性が安心し て過ごすことができる居場所兼サポート窓口を開設す ることができた。	居場所兼サポート窓口を女性会 館等で年間18回開催	315	市民局 男女共同参画・人 権政策課	男女共同参画·人 権政策係
67	にじいろ個別相談	セクシュアリティや性別達和などの悩みについて、面談により 個別に相談に応じます。	年6件面談等による相談を実 施	210	相談実施件数:15件	73	A	性の多様性について、相談できる場を身近に設置することで、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごと等に対応することができた。	年6件面談等による相談を実施	210	市民局 男女共同参画・人 権政策課	男女共同参画・ 人権政策係
68	女性のための総合 相談(女性会館)	家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など女性の悩みに 関する相談に、女性相談員が応じます。	電話・面接による個別相談 火水金 9-13時、14-17時 木 14-20時 土 10-13時	_ (指定管理委託料)	相談実施件数:1,706件	_ (指定管理委託料)	A	相談者の悩みや困難を受け止めながら、問題を整理して、その人自身の気づきを助ける。相談者が持つ力を 引き出し、最終的には自ら問題解決できるように援助した。適切な機関につないだ。	火水金 9-13時、14-17時	_ (指定管理委託料)	市民局 男女共同参画・人 権政策課	男女共同参画・ 人権政策係
69	男性電話相談「メン ズほっとライン静 岡」	家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など男性の悩みに 関する相談に、男性相談員が応じます。	電話による個別相談 第2・4火 19-21時	454	年23回開設	408	A	社会的、文化的に形成されてきた性差(ジェンダー)に 起因する男性の悩みに関する相談に対応することがで きた。	電話による個別相談 第2・4火 19-21時	508	市民局 男女共同参画・人 権政策課	男女共同参画·人 権政策係
70	にじいろ電話相談 (女性会館)	性的少数者当事者や家族、先生等のセクシュアリティや性別 連和などに関する相談に、専門の研修を受けた相談員が応 じます。	電話による個別相談 第2主 14-17時	(指定管理委託料)	年12回実施(相談件数:38件)	- (指定管理委託料)	Α	性の多様性について、相談者のセクシュアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	電話による個別相談 第2士 14-17時	- (指定管理委託料)	市民局 男女共同参画 人 権政策課	男女共同参画· 人権政策係
71	犯罪被害者等支援 総合案内窓口	犯罪被害者等支援のための総合案内窓口にて、相談者を受け入れ、必要に応じて、各種相談窓口へ案内します。	随時実施	437の一部	·犯罪被害者等支援総合案 内窓口相談件数4件	437の一部	A	相談内容な把握と的確な指導助言により、市民の安心 感の醸成を図ることができた。	電話による個別相談とともに犯 罪被害者等見舞金等制度対象 者に対する積極的なアプローチ により、経済的・精神的負担の軽 減を行う。	413の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
72	犯罪被害者等支援 庁内連絡会議	犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、犯罪被害者等の立 場に立った支援方策を協議するための連絡会議を開催し、 連携した犯罪被害者等支援施策を推進します。	年1回開催 (研修会と同時開催)	437の一部	1回開催	437の一部	A	庁内関係課と情報共有することで、支援体制の強化を図った。	年1回開催	413の一部	市民局 生活安全安心課	防犯·交通安全 係
73	住民基本台帳事務 における支援措置	DV及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部 の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附 票の写しの交付制度を不当に利用して、被害者の住所を探 末することを防止し、被害者の保護を図ります。 支援期間については、1年間。(1年ごとの更新)	被害者に対する支援措置を各 区役所戸籍住民課にて継続し て実施する。	-	被害者の申出に対し各区役所 戸籍住民課にて随時支援措置 を実施した。	-	A	DV及びストーカー行為等の加害者から、住民票等から の被害者の住所の探索を防止することにより被害者の 保護に寄与した。	被害者に対する支援措置を各区 役所戸籍住民課にて継続して実 施する。	-	市民局 戸籍管理課	戸籍·住居表示係
74		犯罪被害者等のための市堂住宅の目的外使用に関する事 務取扱要領に基づき同被害者に市営住宅の目的外使用を 認めることにより、居住の安定を図ります。	相談・問合せに対する事務 取扱要領に基づく対応	-	案件なし	-	A	相談案件があれば随時対応する。	相談・問合せに対する事務取 扱要領に基づく対応	-	都市局 建築部 住宅政策課	管理係
75	配偶者からの暴力 被害者に対する市 営住宅の目的外使 用	配偶者からの暴力被害に対する市営住宅の目的外使用に 関する事務取扱要領に基づき同被害者に市営住宅の目的 外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。	相談・問合せに対する事務 取扱要領に基づく対応	-	案件なし	-	Α	相談案件があれば随時対応する。	相談・問合せに対する事務取 扱要領に基づく対応	-	都市局 建築部 住宅政策課	管理係



~ひとりで悩まずご相談ください~



【犯罪被害者等支援総合案内窓口】 静岡市市民局生活安全安心課内 ☎054-221-1272

受付時間 月~金(祝・休日を除く)9時~17時

犯罪被害者を取り巻く環境とは

犯罪に遭われた方やその家族、遺族の方(犯罪被害者等)は、犯罪等による直接的な被害を受けることに加え、捜査への協力やけがの治療のほか、様々な行政手続きや裁判への参加など時間的、経済的に負担がかかり、普段どおりの日常生活を送ることが難しくなります。

また、犯罪に遭われたことで、近所や職場・学校等で心無い言葉をかけられて苦しまれる 方も少なくありません。

捜査、裁判への負担

事件の辛い体験を繰り返し説明 法廷への出廷、証言

再被害のおそれ

加害者から再び被害を受けること 又はそういったことへの不安

二次被害

心無いうわさ話、哀れみの眼差し等



困難な被害回復

心身の不調 後遺症による障がい等

日常生活の不安

仕事や就労が困難 住む家を失う 経済的な負担

周囲の人は、犯罪被害者等の心情等を理解するよう努め、責めたり、無理に励ましたりすることなどを避け、犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、支えになってください。

犯罪被害者等を支えるしくみ

関係機関等 ・静岡県 ・静岡県警察 市民・事業者 ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター ・法テラス(犯罪被害者支援ダイヤル) ・検察庁 ・静岡県弁護士会 ・静岡県暴力追放運動推進センター ・静岡県性暴力被害者支援センターSORA 理解・配慮 相談 啓発・理解促進 連携・協力 犯罪被害者等 相談 静岡市

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように、本市と関係機関等が連携・協力して寄り添った支援を行います。

~静岡市犯罪被害者等見舞金等制度のご案内~●●●

犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病被害等にあわれた方の経済的負担の軽減を目的とした見舞金等制度です。

※令和6年4月1日以降に発生した故意の犯罪行為による被害が対象です。

対象要件

被害者が市内居住者であること

※やむを得ない理由により、住民登録がない実質居住を含みます。

対象となる犯罪

人の生命又は身体を害する罪にあたる行為 (殺人、傷害、不同意性交等)

- ※警察での被害届が受理されていることが必要です。
- ※正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く。

申請期限

犯罪行為が行われた日から1年以内

※上記以外にも必要な条件があります。申請をご希望の場合は、下記の窓口までお問い合わせください。

申請窓口

静岡市 市民局 生活安全安心課 防犯·交通安全係 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 ☎054-221-1058

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族※1
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた方※2
性犯罪被害見舞金 (不同意性交等)	10万円	性犯罪(不同意性交等)を受けた方
支援金の種類	金額	対象者
日常生活支援金 (家事・配食・介護・保育)	上限10万円	犯罪被害により、家事等を行うことに支障が 生じ、家事・配食・介護・保育サービスを利 用した方
転居費用支援金	上限20万円	犯罪被害により、従前の住居に居住すること が困難になり、新たな住居へ転居された方

^{※1} 配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

^{※2} 療養に要する期間が1か月以上と医師に診断された方

■■■■ 静岡市の各種相談窓口 ■■■■■

犯罪被害についての総合的な案内

市外局番:054)

犯罪被害者等支援・総合案内窓口 犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介 (生活安全安心課)

221-1272 FAX:221-1291 9時~17時

354-2126

221-1056

354-2036

月~金曜日(祝・休日を除く)

の意見が必要です。

月~金曜日(祝・休日を除く)

月·水·金曜日※1

女性・男性・LGBTQ・DV に関する相談

	各区配偶者暴力 相談支援センター	葵区	221-1274		
配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談		駿河区	201-9126	月〜金曜日(祝・休日を除く) 8時30分〜17時15分	
		清水区	354-2335	0.00 0.00 /3 11 0.00 /3	
女性のための総合案内	女性会館(アイセル21)		248-1234	火・水・金曜日 9時~13時/14時~17時 木曜日 9時~11時/14時~17時 土曜日 9時~13時(祝休日を除く)	
メンズホットライン静岡(男性の悩みに対する電話相談)	男女共同参画・人権政策課		274-0105	第 2 · 第 4 火曜日(祝·休日除<) 19 時~ 21 時	
にじいろ電話相談(セクシャリティや性別違和に関する相談)	女性会館(アイセル 21)		248-2216	第 2 土曜日(祝・休日を除く) 14 時~ 17 時	
		葵区	221-1061	月~金曜日(祝・休日を除く)	
居場所を知られないための住民票閲覧防止等支援措置の相談	各区戸籍住民課	駿河区	287-8611	8時30分~17時15分 ※支援措置を受けるには、原則、関係相談機関	

清水区

清水区

子どもに関する相談

児童虐待や子どもの発達の悩みなど	児童相談所		275-2871	月〜金曜日(祝・休日を除く) 8時30分〜17時15分
児童虐待の通報			189(いちはやく)	24 時間対応
妊娠や出産、子育てに関する様々な相談、ひとり親家庭の支援サービス	各福祉事務所 子育で支援課	葵区	221-1096	月~金曜日(祝・休日を除く) 8時30分~17時15分
		駿河区	287-8675	
母子家庭等の支援	3 F3 (X)X0N	清水区	354-2429	0 00 00 75 11 00 10 75

生活に困ったときの相談

	E 1 - 11	葵区	221-1084	
就労支援、生活保護の相談	各福祉事務所 生活支援課	駿河区	287-8654	月〜金曜日(祝・休日を除く) 8時30分〜17時15分
	±/62,383%	清水区	354-2103	0 03 00 75 11 03 10 75

消費生活に関する相談 ※弗井洋に関する L ニブルの担談

月貢主心に関するドフノルの相談 - 1	月貫生/Dピンター (静岡相談念口・月小相談念口)		(相談専用)	9 時~ 16 時	
交通事故に関する相談				※1 (祝·休日を除く)	※2 12時~13時を除く
		葵区	221-1053	第1:第3火曜日※1	9 時~ 17 時 15 分
交通事故に関するいろいろな悩みごとについ	各区市民相談室	駿河区	287-8698	第2·第4火曜日※1	(予約制) ※ 2
ての相談					9 時 90 公。. 17 時 15

住宅に関する問題

市営住宅の申し込みに関する相談	住宅政策課	221-1132	月〜金曜日(祝・休日を除く)
川呂住七の中し込めに関する他談	住七以來沫	221-1132	9 時 20 分~ 17 時 15 分

心の問題の相談

精神保健相談	各福祉事務所 障害者支援課	葵区 駿河区 清水区	221-1589 287-8690 354-2168	月〜金曜日(祝・休日を除く) 8 時 30 分〜 17 時 15 分 ※予約制の精神科医による相談も行っています。
精神保健福祉相談(依存症を含む)	こころの健康センター		262-3011	月・木・金 午前中(予約制) (祝日・年末年始を除く)

各種支援を行っている団体

●警察の被害者支援

刑事手続や捜査状況等の情報提供、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等給付金の支給に係る手続など、犯罪被害者等の精神的・経済的被害の回復・軽減のための 各種施策を行っています。

くわしくは「静岡県警察本部警察相談課犯罪被害者支援室」まで(054-271-0110)



8時30分~17時15

●認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター

・ 別罪(殺人、傷害、性犯罪等)や交通事故などの被害に遭われた方やそのご家族を対象に、電話相談を始め、カウンセリングや法律相談に応じております。 また、裁判所や検察庁、警察署、病院、役所への付添いなど、ご希望に応じた多様な支援も行なっています。 <わしくは「認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター」まで(054-651-1011)

●法テラス(日本司法支援センター)

犯罪被害者支援ダイヤルを設け、被害者からの様々な問合せに対応しています。 さらに、弁護士による法的支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて援助制度をご案内して います。 くわしくは「法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル」(0120-079714) または「法テラス静岡」(050-3383-5400)



被害者の方が気軽に被害者相談や事件に関する問い合わせを行えるように、専用電話(FAXも可)として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けており、 夜間や休日も留守番電話や FAX での利用が可能です。 くわしくは「静岡地方検察庁 被害者ホットライン窓口(FAX 兼用)」まで(054-252-7204)



●静岡県弁護士会

40年が1976年上半年 2018 被害者支援に精通した弁護士による法律相談(初回無料)を受け付けています。犯罪被害に関する全般的な相談、被害届や告訴に関するアドバイス、示談交渉の代理、 加害者への損害賠償請求など各種支援いたします。 くわしくは「犯罪被害者の無料法律相談 静岡県弁護士会静岡支部」まで(054-252-0008)



静岡県暴力追放運動推進センター

▼野岡宗禄/Jに成在野に座とった 暴力追放相談委員(弁護士、少年指導委員、保護司、警察 OB)が暴力団に関する様々な相談に対応しています。(相談は無料) くわしくは「公益財団法人静岡県暴力追放推進センター」まで(054-283-8930)



●静岡県性暴力被害者支援センター SORA

性犯罪・性暴力の被害に遭った方・遭っている方からの相談に対応し、必要に応じて、医療機関や弁護士会などの関係機関と連携して、被害者の心身の健康の回復を支援します。 相談は、年齢、性別を問いません。

くわしくは「静岡県暴力被害者支援センター SORA」まで

